

○愛荘町地下水保全条例施行規則

平成26年4月1日

規則第7号

目次

第1章 総則(第1条—第2条)

第2章 規制(第3条—第9条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛荘町地下水保全条例(平成25年愛荘町条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、この規則で特に定めるものを除くほか、条例における用語の例による。

第2章 規制

(水源保護地域の指定に係る縦覧)

第3条 条例第6条第2項の規定により水源保護地域を示す図書を縦覧しようとする者は、町長が指定する縦覧場所において、縦覧することができる。

(水源保護地域の指定)

第4条 条例第6条第6項の規定による水源保護地域は、別表とする。

(対象行為の届出)

第5条 条例第7条の規定による届出は、対象行為届出書(様式第1号)に次に掲げる図書を添え、正本にその写し1部を添えて提出しなければならない。

(1) 位置を明らかにした地形図

(2) 対象行為を行おうとする場所およびその付近の状況を明らかにした概況図および写真

(3) 土地および利用方法を明らかにした平面図、立面図、断面図および構造図

(4) 対象行為の構造を明らかにする設計書ならびに周辺の地形、地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面

(5) 対象行為を行おうとする者が法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、個人にあってはその住民票の写し

(6) その他町長が必要と認めた図書

(勧告)

第6条 条例第8条第1項の規定による勧告については、対象行為届出勧告書(様式第2号)により行うものとする。

(対象行為の変更)

第7条 条例第9条の規定による対象行為の変更については、対象行為変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

(対象行為の一時停止命令)

第8条 第11条の規定による対象行為の一時停止命令については、対象行為一時停止命令書(様式第4号)により行うものとする。

(公表の方法)

第9条 条例第12条の規定による違反事実の公表については、町広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

愛荘町地下水保全条例水源保護地域

所在地	区域
愛知川	河川保全区域を含む河川境界から500mの範囲
宇曾川	河川保全区域を含む河川境界から500mの範囲
愛荘町松尾寺北	生ヶ谷溜
愛荘町松尾寺北	末谷溜
愛荘町岩倉882番	農業用ポンプ
愛荘町沖110番1	簡易水道(外井戸)
愛荘町蚊野	蚊野溜
愛荘町蚊野2624番付近	湧水(通称「熊取り」)外川巳駐車場北側
愛荘町蚊野2624番付近	湧水(通称「ヘラダ」)
愛荘町蚊野2832番	農業用ポンプ
愛荘町蚊野2941番付近	湧水
愛荘町蚊野452番	湧水(通称「新池」)

愛荘町軽野	湧水群
愛荘町軽野592番1	湧水
愛荘町竹原	北岡上溜
愛荘町竹原	北岡下溜
愛荘町竹原	雨堤溜
愛荘町竹原	上ノ川上溜
愛荘町竹原	上ノ川下溜
愛荘町常安寺	大谷堤
愛荘町常安寺	円城寺溜
愛荘町円城寺107番1	東部簡易水道
愛荘町円城寺393番1	西部簡易水道
愛荘町沖105番1	簡易水道
愛荘町東円堂724番1	簡易水道
愛荘町東円堂2073番9	簡易水道(大川水道組合)
愛荘町豊満	豊満調整池
愛荘町愛知川1356番6付近	湧水(通称「長野湧(大湧)」)
愛荘町中宿303	三四郎湧ポンプ場
愛荘町中宿306番	湧水(通称「三四郎湧」)
愛荘町沓掛492番1付近	消火栓ポンプ
愛荘町沓掛540番付近	消火栓井戸
愛荘町沓掛811番	農業用ポンプ
愛荘町沓掛876番2	農業用ポンプ
愛荘町沓掛917番7付近	消火栓ポンプ
愛荘町市1095番	簡易水道・消火栓
愛荘町市923番2	簡易水道・消火栓
愛荘町市993番	簡易水道・消火栓
愛荘町長野771番2 地蔵堂前	簡易水道
愛荘町長野840番2	用水および防火用ポンプ(通称「上田池」)
愛荘町長野1015番付近	墓原水中ポンプ場
愛荘町長野1169番付近	宮池水中ポンプ場

愛荘町長野1179番2	湧水(通称「宮湧(宮池)」)
愛荘町長野1227番	矢原ポンプ場
愛荘町長野1230番	村長谷ポンプ場
愛荘町長野1650番	亀塚ポンプ場
愛荘町長野1749番	北住簡易水道
愛荘町長野1780番	東住簡易水道
愛荘町長野1887番1	檜崎ポンプ場
愛荘町長野1973番4	岸の下ポンプ場
愛荘町長野1990番	尊坊ポンプ場
愛荘町長野1999番	古大門ポンプ場
愛荘町長野2022番	藪の内ポンプ場
愛荘町長野2026番5	石堰ポンプ場
愛荘町長野2026番5	石堰水中ポンプ場
愛荘町長野2036番	溝口簡易水道
愛荘町長野2061番	夏目ポンプ場
愛荘町長野2127番付近	古屋ポンプ場
愛荘町長野2137番1	法覚寺水中ポンプ場
愛荘町長野2166番付近	湧水(通称「川原湧」)
愛荘町長野2214番2付近	上川原ポンプ場
愛荘町長野2234番付近	湧水(通称「川原湧」)
愛荘町長野2248番71付近	亀原ポンプ場
愛荘町長野2279番付近	亀原ポンプ場
愛荘町長野2302番	湧水(通称「野良田湧」)
愛荘町長野2347番	穴田ポンプ場
愛荘町長野2362番付近	亀原水中ポンプ場
愛荘町長野571番2	用水および防火用ポンプ(通称「下田池」)
愛荘町川原1337番	農業用ポンプ
愛荘町川原1418番	農業用ポンプ
愛荘町川原241番	百々町簡易水道
愛荘町川原535番13	農業用ポンプ 山川原共同作業所敷地内

愛荘町川原623番4	簡易水道
愛荘町川原658番	農業用ポンプ

区域は、区域図表示のとおりとする。